

# 県庁業務の「新型コロナ緊急体制」へのシフト

緊急事態宣言発令に伴い、**県庁業務を「新型コロナ緊急体制」(BCP対応)**にシフトし、  
新型コロナ対応や県民生活・県民経済の維持のための業務に特化する(4/26～)

## ■ 県庁全体の新型コロナ緊急体制へのシフト

<b>2 交替制勤務の確立</b>	<b>半数の職員は在宅勤務</b> (又は休暇の取得)を行うことを原則とし、所属内における感染リスクの低減を図るとともに、仮に所属内に陽性者が発生しても業務継続できる <b>「バックアップ体制」</b> を確保する ※ <b>業務の見直しを行い、可能な業務は先送りする</b>
<b>非接触型勤務の徹底</b>	県庁内においても原則として集合型の会議や打ち合わせは行わず、リモートで対応するやむを得ず集合する場合は万全の感染対策をとったうえで実施する

## ■ 新型コロナ対策本部事務局への緊急応援体制の構築

**衛生技師の増員**や県庁各部局からの応援体制の構築により、2 交替制勤務下でも十分な人員を確保する

## ■ 保健所応援態勢の確保

検体搬送、リエゾン派遣、疫学調査への応援等を行うための態勢は、大型連休中も50名体制を確保する

## ■ 庁舎内の感染対策強化

庁舎内へウイルスを持ち込まない対策の徹底	・職員の検温、健康観察員による健康チェックを徹底する ・庁舎入口での来庁者の消毒徹底をお願いする
鳥取型オフィスシステム等のさらなる徹底	・鳥取型オフィスシステムについて、部局単位で改めて点検したうえで徹底する ・コピー機・電話機等の定期消毒、手指消毒、換気の頻度のレベルアップを徹底する